

## 「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮して仕事と生活の調和を図ることができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 7月 1日 ~ 令和 7年 6月 30日までの 5年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供および啓発活動を行う。

<対策>

- 令和2年7月~制度に関するパンフレットを作成し、電子掲示板に掲示
- 令和2年11月~毎年一回、管理職対象の制度研修を行う

目標 2：在宅勤務ができる制度を導入する。

<対策>

- 令和2年7月~テレワークについての社内検討会の中で在宅勤務について検討
- 令和3年1月~在宅勤務の制度を確立し、試行導入開始

目標 3：年次有給休暇の年間取得日数を社員平均で10日以上とする。

<対策>

- 令和2年7月~毎月、年次有給休暇の取得状況を把握し、目標未達成の社員については、経営会議に報告する
- 令和2年7月~計画年休および年2回の有給休暇取得促進日の有給休暇の取得を確実にを行うよう、取得状況を可視化し、部長会に公開する

以 上